

利用者の皆様へ

館山市内公民館の手続き（変更・取消）方法の変更について

日ごろより公民館をご利用いただきありがとうございます。

公民館の利用に関して、使わなくなったのに取消の連絡がなく、結果、当日部屋が空いてしまう（無断キャンセル）ケースが多くなっています。このことは、他に使いたかった人たちの機会を奪ってしまう事にもつながるため、事前の取消・変更を徹底して頂きたい、下記のとおり手続きを変更する事としました。利用者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 変更内容：「公民館使用許可（取消・変更）申請書」を事前に提出する。

下記の表をご参照下さい。

2. 適用開始日：令和 7 年 6 月 2 日（月）から

3. 対象施設：コミュニティセンター、地区公民館、学習等供用施設（菜の花ホール、豊津ホール）

	令和 7 年 6 月 1 日（日）まで	令和 7 年 6 月 2 日（月）から
変更・取消の申請方法	○電話、口頭も可 変更または取消する場合は下記を必ずお伝えください。 ・団体名 ・使用予定の日時、施設、部屋 ・変更（または取消）内容 ・問い合わせ者の氏名	○「公民館使用許可（取消・変更）申請書」の提出（メール、FAX） ※やむを得ず、提出が難しい場合は、前日までに <u>該当の公民館へ必ず電話で連絡</u> をしていただき、後日提出をお願いいたします。 ※地区公民館は月水金以外でキャンセルする場合は下記の【問い合わせ先】までご連絡下さい（FAX、メール可）
変更・取消の時期	○当日でも可	○前日までに行ってください。

4. 改定理由：（1）当日の無断取消（キャンセル）が多くなっているため

（2）変更・取消内容を書面で把握するため（言った言わないのトラブル防止のため）

5. 注意事項：特別な事情を除き、当日の変更、取消（キャンセル）はできません。

また、前日までに手続きをされない場合は、使用料相当額（キャンセル料）を徴収いたしますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 館山市中央公民館

電 話：0470-23-3111

FAX：0470-22-6560

メール：kouminkan@city.tateyama.chiba.jp